

<勤務条件>

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
勤務時間	(1) 1日の所定労働時間を7時間45分とし、次のいずれかの勤務時間を予め指定します。 ① 午前9時30分から午後6時15分（休憩時間 正午から午後1時） ② 午後0時45分から午後9時30分（休憩時間 午後5時から午後6時） (2) 月の最終月曜日の勤務時間は次のとおりとします。 ① 午前8時30分から午後5時15分（休憩時間 正午から午後1時） ※業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	4週間当たり20日（1週平均38時間45分）勤務で、土曜日、日曜日、休日が勤務日になる場合があります。
休日	週休日：4週間当たり8日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日） ※休日が勤務日になる場合があります。
給与	月額 229,900 円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇20日を付与します。
社会保険	加入となります。 （健康保険及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日） (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。